

会 議 録

1 会議名

令和6年度 第1回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 会長、副会長の選任（公開）
- (2) 高田区地域協議会の運営について（公開）
- (3) 地域協議会だよりの編集方法について（公開）
- (4) 自主的審議事項の提出方法について（公開）

3 開催日時

令和6年5月20日（月）午後6時30分から午後8時37分まで

4 開催場所

高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

5 傍聴人の数

3人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：飯塚よし子、上原裕美子、北川 拓、栗田英明、佐藤三郎、柴田 学、
澁市 徹、杉本敏宏、富田 晃、廣川正文、町 凌介、宮崎 陽、村田
秀夫、茂原正美、山岸直樹、山崎恵二、吉田昌和、淀野壮介（欠席2人）
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 大島所長、小池副所長、石黒係長、萬羽主任

8 発言の内容

【石黒係長】

- ・ 配布資料の確認

5月8日の地域協議会委員任命書交付式を欠席した委員もいるため、開会に先立ち地域協議会に関する簡単な説明をする。

【大島所長】

- ・ 資料No.1により説明

まず1ページ、現在市の全域に28の地域自治区があり、地域自治区はそれぞれの

地域の特性を生かしたまちづくりを実現するために設置したものである。平成 17年の市町村合併を機に、旧町村の範囲を単位とした13の地域自治区を設置し、その後、この制度を普遍的な制度として位置付け、平成21年10月に合併前の上城市にもおおむね昭和の大合併前の15区域に地域自治区を設置することで市内全域に等しくまちづくりを進めるための仕組みを整えた。

地域協議会とは、具体的にどのような機関で、どのような役割を持っているのかということについては4ページをご覧ください。地域協議会は市長の附属機関であり、様々な立場の住民同士が地域住民としての観点から地域の課題について話し合い、話し合った内容を地域の団体などとの連携調整により取り組むほか、市長に意見として伝えることなどを行う機関である。

次に8ページ、地域協議会の具体的な役割である自主的な審議と諮問答申についてである。まず、自主的な審議とは、自主的な判断で地域の課題や地域の活性化などについて地域住民としての観点から話し合うことである。9ページに自主的な審議の流れを示しており、まずは委員の皆さんが日々の暮らしの中で気づいた地域の課題や地域の集まりなどで話題となった困りごとなどを地域協議会で共有することがスタートとなる。その後、地域協議会として話し合うこととした場合、関係者からの情報収集や意見交換などを踏まえながら、課題の解決策を話し合うという流れになる。課題の解決策の実現に向けた手段としては二つあり、一つ目は地域の団体などと連携を図り地域内での解決に向けて取り組むこと。もう一つは地域の中だけでは対応することが難しく、市の制度や事業の創設または変更などが必要な場合に、市に実現を求めるため市長に意見書を提出することができる。

続いて10ページは、諮問・答申についてである。諮問とは、市長が政策判断の参考とするため、市議会にかける案件などについて、地域協議会に意見を求めるものであり、具体的には区内の集会施設などの公の施設を設置または廃止する場合や施設の休館日、開館時間を変更する場合などが該当する。答申とは、市長から諮問された事項を地域協議会で話し合い、その結果を市長に対して返すことである。市長は、地域協議会の答申を尊重し、これを踏まえて方針決定を行うが、答申の内容によっては、全市的な市政の取組状況や財政状況を踏まえ、地域協議会の意見と異なる取り扱いをする場合もある。そのような場合には、市長は地域協議会にその理由を説明する

こととしている。

13 ページでは、地域協議会の活動事例を紹介している。地域の団体などとの意見交換や先進地視察などに取り組む地域協議会もある。まちづくりの先進地視察や有識者を招いた研修会を行うための予算も用意しているので、充実した話し合いに向け活用いただきたい。

地域協議会の運営が円滑かつ有意義なものとなるよう、市では、14 ページに掲載する各種取組を実施することとしている。

【大島所長】

- ・ 会議の開会を宣言

【石黒係長】

- ・ 木藤委員、渡部委員を除く 18 人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 同条例第 8 条第 1 項ただし書きの規定により、会長が選任されるまで、議長は南部まちづくりセンターの所長が務めることを報告

— 次第 2 委員自己紹介 —

【大島所長】

次第 2 委員自己紹介に入る。名簿順に自己紹介を求める。

- ・ 各委員による自己紹介
- ・ 南部まちづくりセンター職員の紹介

— 次第 3 議題（1）会長、副会長の選任 —

【大島所長】

次第 3 議題（1）会長、副会長の選任に入る。

上越市地域自治区の設置に関する条例第 6 条の規定により、会長、副会長は委員のうちから選任することとなっている。

まず、①会長の任期、選任について。会長の役割としては、会議日程の決定、事前

の打ち合わせ、会議での議事進行や意見集約の他、会長会議などの会議への出席がある。

会長及び副会長の任期は、地方自治法に定められており、地域協議会の構成員の任期によると規定されている。地域協議会委員の任期は、上越市地域自治区の設置に関する条例第5条第5項に4年と定められていることから、会長及び副会長の任期は4年となる。会長として高田区地域協議会をリードしていただける方がいらっしゃれば、ぜひ立候補いただきたい。また、この方がふさわしいと思う候補者がいたら推薦をいただきたい。いかがか。

【栗田委員】

会長に立候補したいと思う。

【佐藤委員】

澁市委員を推薦したいと思う。

【吉田委員】

同じく、澁市委員を推薦する。

【大島所長】

ただいま、栗田委員が立候補され、澁市委員が推薦された。

他にはいかがか。

それでは、この2人の中から会長を選任することとしてよろしいか。

(よしの声)

【北川委員】

澁市委員の気持ちはどうなのか。

【澁市委員】

謹んでお受けしたいと思う。

【淀野委員】

前はどなたが会長されたか。この中にいるか。

【大島所長】

ここにはいない。

【淀野委員】

過去に経験された方もいないのか。

【大島所長】

会長の経験者はいない。

【富田委員】

今期から委員となった人は、澁市委員と栗田委員の経歴がほとんどわからないので、どう投票してよいかわからないと思う。

栗田委員は市議会議員をされてきて、地域協議会に精通されている。地域協議会の創設当時の中心的な人物で、今の地域協議会のいろいろ役割がどうもおかしいのではないかというようなことを何回も議会で言ってきた。

澁市委員は非常に勉強家で法令にも明るい。前期は副会長であった。

【北川委員】

今、富田委員からも話があったが、2人から意気込みやどのように協議会を取りまとめていくかなどの考えを聞きたい。

【大島所長】

所信表明的なことか。それでは、立候補した栗田委員から順にお願いします。

【栗田委員】

私はこれまで5期20年市議会議員を務めてきた。市町村合併の時、市議会議員だったので、地域協議会をどうして立ち上げたのかという経緯もよく承知しているが、地域自治を推進しようとして立ち上げた地域協議会が、本来の目的どおりになっているのか大きな疑問を感じており、それを20年間議会の中で訴えてきた。今度はこの現場において、しっかりと改革をしていくのだという思いでいる。

【澁市委員】

高校時代まで高田で育ち、60歳の時に戻ってきた。戻ってきた途端に旅の者と言われた。高田生まれだが、やはり外にいると高田の保守的な考え方とは少し違う考え方をするのでそのように言われた。その後、学校に行って勉強しながら過去8年間、地域協議会の委員を務め、直近の4年は副会長として本城会長や高野副会長と3人で協力して高田区地域協議会を運営してきた。

確かに栗田委員がおっしゃったように、地域協議会は発足当時に意図していた働きをしていないと思う。この点について、5月8日の任命書交付式で栗田委員と話したことがあるが、それは地域協議会委員だけの話ではなく、特に市議会の問題ではな

いか。地域協議会を作ったのは市議が条例を提案して、条例にはどのようなことをやるかを書いてあるわけである。それだけの権限も予算もなく、ただやれと言われても、そう簡単にはできない。しかも満足な研修もない。もし、私が会長になったら、皆さんと一緒に協力して徐々に改善していきたいと思っている。ただ、一気には無理である。まず条例を変えなくてはいけない。予算をもらわなくてはならない。それ以外のこともいろいろある。徐々に進んでいきたいと思う。

【大島所長】

それでは、2人の中から会長を選任することとし、無記名投票にて決をとることとしてよろしいか。

(よしの声)

開票の立ち会い人を立候補していない委員から2人指名する。名簿の後ろから淀野委員と吉田委員の2人をお願いしたい。

条例では、会議の議事は出席委員の過半数で決することとなっている。投票で過半数を超えた委員が会長になる。

なお、投票用紙に立候補した2人以外の人を書いた票は無効票として除外し、有効投票数の過半数をもって当選とする。

(全委員に投票用紙を配布。ホワイトボードに候補者を表記)

—投票・開票—

【大島所長】

投票結果を発表する。総投票数は18。そのうち無効票が2、有効投票数は16。栗田委員6票、澁市委員10票。これにより、澁市委員が過半数を得たので、会長は澁市委員に決定した。

澁市会長から一言あいさつをお願いします。

【澁市会長】

支持の御礼を申し上げます。皆さんの協力のもとで、皆さんの期待に沿うように地域協議会を運営したい。

【大島所長】

条例の規定により、今後の議長は澁市会長にお願いする。これから、澁市会長と事務局で、進行について打ち合わせの時間をいただきたい。その間休憩とする。

— 休憩 —

【澁市会長】

議事を再開する。

次に副会長の選任について、事務局に説明を求める。

【大島所長】

副会長は、会長を補佐し、会長がいない場合は会長代理となる。任期は会長同様4年になる。副会長の人数について取り決めはないが、2人選任している区、1人選任している区がある。高田区は、前回、副会長は2人選任されていた。

【澁市会長】

副会長の選任について意見を求める。

まず、人数について、高田区は委員の総数が20人と多いので、今までどおり2人は当然だと思う。

【富田委員】

会長と副会長の2人では、意見が対立する場合がある。やはり高田区は広いので、副会長は2人のほうが運営がうまく進むのではないかな。

【澁市会長】

・他に意見を求めるがなし。

副会長は2人と決してよいか。

(よしの声)

それでは、高田区の副会長は2人とし選任に移りたい。選出にあたり会長の選任と同じように、立候補または推薦としたいと思う。副会長に立候補する人、あるいは、この人をぜひ副会長に推薦したいという人の挙手を求める。

【吉田委員】

会長が議事を進めやすいように会長が推薦するのもよいのではないかな。

【澁市会長】

今期から委員に就任した人がいる中で、私から推薦というのは非常に難しい。

【佐藤委員】

経験のある吉田委員と廣川委員を推薦する。

【澁市会長】

廣川委員いかがか。

【廣川委員】

できれば別な人をお願いしたい。

【澁市会長】

拒否するわけではないのか。

他に推薦はどうか。

【飯塚委員】

北川委員を推薦する。

【北川委員】

本業があるので辞退したい。

【澁市会長】

他にないか。

【飯塚委員】

前期からの11人と新任の9人からそれぞれ1人ずつ選んではどうか。新しい意見を聞くことができるのではないか。

【澁市会長】

こうしなくてはいけないという規則はないのでその方法は難しいのではないか。誰かが推薦、あるいは、自分がやりたいという方がいればそれでよいと思う。

【栗田委員】

先ほどやる気のあるところを見せたので、副会長に立候補したい。

【澁市会長】

栗田委員が副会長に立候補された。今、副会長の候補者は3人いるということになる。それでは、3人の候補者のうち2人を副会長として選出することとし、先ほどと同じように2人を選んでいただきたい。

投票の仕方について、事務局に説明を求める。

【大島所長】

無記名の投票ということになるので、3人の候補者の中から2人の名前を記入願う。候補者以外の名前は無効とし、過半数を採った委員から副会長に選任とする。

【茂原委員】

過半数とはどういう意味か。

【大島所長】

投票用紙には2人の名前を記入する。このときにどちらも同じ候補者を書いたり、立候補者以外の人を書いた票は無効として除外する。有効投票数の結果で、この投票数の過半数をもって決定とする。2人書いていただくので、出席している委員数の過半数ということである。

【澁市会長】

質問だが、1人しか書かなかった投票用紙はどうなるのか。

【大島所長】

候補者であれば、1人分は有効とする。

【澁市会長】

3人の候補者のうちから2人を選んでほしい。どうしても2人書けない人は1人でも有効である。選挙なので公正を期すために立ち会い人を2人、飯塚委員と上原委員にお願いしたい。

私は投票できるのか。

【吉田委員】

過半数と言われたが、各6票だったらどうなるのか。

【大島所長】

合計の数ではなく出席人員の18人で、この後に審議することだが会長は投票には入れないとすると17人の過半数を採った人が副会長に決まる。定員が2人で候補者名を2人ずつ書いてもらうので、あくまで17人の過半数ということは変わらない。候補者が3人いるとか2人いるとかではなく、あくまで副会長に決定する人は17人の過半数をとられた人、もし、過半数をとられた人がなければ、例えば1人しかいなかった場合は、2人について再度投票を行う。

【町委員】

先ほどの会長選任のときは所信表明があったので、それぞれ抱負を述べていただきたい。

【澁市会長】

栗田委員、廣川委員、吉田委員の順で発言願う。

【栗田委員】

澁市委員とはこれまでも一緒に活動してきたので、阿吽の呼吸はとれると思う。

【廣川委員】

できれば、栗田委員と吉田委員からやっていただければありがたい。しかし、皆さんがどうしてもやれということであれば、できるだけ話しやすい雰囲気の協議会になればと考えている。

【吉田委員】

第1期から地域協議会委員を務めている。3期目の時に地域協議会委員の選挙があり、そこで上位当選したことから推薦でその期の副会長になった。1度経験しているので協力できるのではないかと思う。

【澁市会長】

皆さんに与えられた情報は非常に少ないと思うが、2人を選んでいただきたい。
(全委員に投票用紙を配布。黒板に候補者を表記)

—投票・開票—

【大島所長】

投票結果を発表する。投票いただいた委員の数はまず17人である。2人ずつ記入すると合計34票になる。その中で、栗田委員が10票。廣川委員が12票。吉田委員が6票。白紙、無記名を含む無効が6票。この合計が34になる。

17人の委員が2人ずつ記入すると合計34票。無効票の6票を除く28票が有効票ということになる。そのうち、栗田委員が10票、廣川委員が12票で、それぞれが17人の過半数を採られたので2人が副会長に決定ということである。

【澁市会長】

栗田委員と廣川委員が副会長として選出された。一言ずつあいさつをお願いします。

【栗田委員】

投票の御礼を申し上げる。精一杯頑張りたい。

【廣川委員】

一生懸命やるので一緒によい協議会にしていきたいと思います。

【澁市会長】

以上で、次第3 議題（1）会長、副会長の選任を終了する。

— 次第3 議題（2）高田区地域協議会の運営について —

【澁市会長】

次第3 議題（2）高田区地域協議会の運営についてに入る。

事務局に説明を求める。

【大島所長】

- ・資料No.3により説明

協議会の運営に関する決めごとについて説明する。資料No.3は本日話し合っていた
ただ事柄であり、参考としてこれまでの状況を中央の列に示している。

まず、議長の投票権について、これまで議長に投票権は無かった。

次、座席順は会長、副会長を除いて名簿順としていた。

会議の招集をすることを請求するために必要な委員数は、委員定数の4分の1以上
ということで5人以上としていた。

会議録の確認者について、会議録の確認者とは協議会が終わった後に事務局がまとめた
会議録の内容を確認いただく委員のことである。これまでは会議ごとに会長、副会長から1人、
委員から名簿順に1人の2人をお願いし、確認後に会議録に署名することとしていた。
署名については条例などによる定めはなく、高田区独自の取り決めで行っていたもの
であるが、皆さんの協議によっては署名をやめて手続きを簡略化して差し支えないと
考えている。

続いて、会議の開催方法について、これまでは毎月第3月曜日に定例開催することとし、
時間は午後6時30分から、会場は第4期は福祉交流プラザであった。第3期までは高田城址公園
オーレンプラザを会場としていたが、新型コロナウイルス感染

症の感染防止対策で会場の定員の関係から場所を移していた。しかし、新型コロナの流行も落ち着いてきたので、本日は高田城址公園オーレンプラザで開催した。どちらの施設も一般市民の利用も多く、希望の日時に予約できないことがあるため、そのような状況を踏まえ、事務局では第4期に準じて毎月第3月曜日について高田城址公園オーレンプラザのほうは仮予約してある。差し支えがなければ、この日程で定例開催とさせていただきたい。

続いて、書面による審議とは、会議の開催が困難な場合に諮問などの審議方法をどのように行うかを決めておくものである。実施の条件としては、様々な理由で会場の使用が困難な場合や緊急の案件で会議を開催するいとまがない場合が想定される。実施の判断は、これまでは過半数の委員が書面決議に賛同した場合に実施することとし、委員の過半数の意思表示をもって議決があったものとしていた。しかしながら、委員全員の意向を集約することは大変時間がかかるため、事務局としては会長、副会長との協議の上、会長が決定する方法に改めるほうがよいと考えている。

【澁市会長】

では、資料No.3の順に1項目ずつ確認をしたい。

まず会議の座席だが、会長、副会長を除いた17人について、五十音順にしてよいか。

(よしの声)

五十音順とする。

会議の招集請求に必要な委員の数について、これまで最低5人の委員から招集の要求があった場合に招集するというようになっていた。これに従って5人ということによいか。

【富田委員】

この会議というのは、定例会議も含まれるのか。

【澁市会長】

定例会以外に会議を請求する場合の手続きのことである。

【富田委員】

この3月、4月は定例会がなかったが、これはどういうことでなかったのか。

【澁市会長】

2月の会長、副会長と事務局による事前会議において、3月、4月は特に緊急の議題がなく、また、3月は年度末で事務局が非常に忙しく、4月も委員改選があつて協議会の開催が難しいことから休会とした。

【富田委員】

それは皆さんにも連絡したのか。

【澁市会長】

2月の会議で開催しないという説明があつた。理由の説明あつたかどうかは記憶していない。

会への招集請求に必要な委員の数は5人ということによろしいか。

(よしの声)

続いて、会議録の確認者について、これまでは会議ごとに会長、副会長から1人、委員から名簿順に1人の計2人が事務局が作成した会議録を確認し、署名する手続きであつた。署名をしているのは高田区だけということである。ついては、簡略化のために会議録への署名は不要とすることを事務局は提案している。市の事務手続き上も問題ないということなので、そのような前提から意見、特に異議はないか。

【吉田委員】

署名がないのはよいが、会議録が届いてそれを見て、こちらから電話するのか。確認後のアクションはどのように行えばよいか。

【澁市会長】

今までのやり方はどうなっていたのか、事務局に説明を求める。

【石黒係長】

会議録の確認を依頼をする際、〇月〇日までに確認結果または修正指示を事務局へ報告してくださいと明記して依頼している。

【澁市会長】

会議録の確認者について、これまでどおり会議ごとに会長、副会長から1人、委員から名簿順に1人の計2人とし、確認者の署名を省略することに異議はあるか。

(異議なし)

署名は省略することとする。

次に、開催日、開催方法は、今まで過去12年以上、毎月第3月曜日、午後6時

30分から開催している。会場は昔は高田公民館だった。高田公民館というのは、昔の城南中学校の建物を利用した公民館である。公民館が廃止されて、オーレンプラザが高田公民館になった。どこかに高田公民館という看板がかかっていると思う。コロナ禍で一時的に福祉交流プラザに移っていたが、元に戻してオーレンプラザで開催するということである。

【町委員】

質問だが、この第3月曜日の開催は祝日でも関係なくということか。

【澁市会長】

祝日の場合、翌日に開催する。

【澁市会長】

これでよろしいか。

(賛同の声)

次は書面による審議だが、日本の国会の緊急会、災害とか非常事態の場合に緊急会議を開くことになっているが、それと同じようなことが想定されていて、今までは、例えば、高田区の大半が洪水に遭った場合も書面を回して書面開催の採決をすることになっていたが、その場合は通信手段も限られるので非常に難しい。そのような状況を踏まえて、ほとんどないと思うが、緊急時の書面による審議は会長、副会長が協議し、会長が決定するという方法にしたいということである。これについて意見を求める。

・意見なし

「異議なし」と認めてよろしいか。

(よしの声)

以上で、次第3 議題（2）高田区地域協議会の運営についてを終了する。

— 次第3 議題（3）地域協議会だよりの編集方法について —

【澁市会長】

次第3 議題（3）地域協議会だよりの編集方法についてに入る。

事務局に説明を求める。

【大島所長】

高田区では、地域協議会だよりを年3回、広報上越の発行のタイミングに合わせて発行し、区内の町内会で班回覧をしていた。事務局が原稿案を作成し、内容などについて編集委員に意見を求めていた。今後も同様の流れと考えている。

前期の地域協議会では、編集委員は3人の委員から、任期2年で務めていただいた。2年経ったら次の委員に交代していた。

本日は編集委員の人数と任期を決定し、その後、編集委員を選任していただきたい。また、地域協議会だよりの発行回数や時期、内容について、編集委員に一任することについても協議いただきたい。

【澁市会長】

今までどおり人数は3人とし、任期2年ということによろしいか。

(よしの声)

【佐藤委員】

編集委員の3人と任期2年はよいが、できれば、会長または副会長1人と委員2人で構成するよいと思う。

【澁市会長】

副会長、いかがか。どちらかがなっていただけか。

【廣川副会長】

承知した。

【澁市会長】

最初の2年は廣川副会長に決定した。残りの2年は栗田副会長ということになる。では、委員2人を選出したい。立候補する人はいるか。村田委員と佐藤委員、飯塚委員が経験者である。推薦があったが茂原委員いかがか。

【茂原委員】

辞退する。

【吉田委員】

富田委員を推薦する。

【澁市会長】

どなたか推薦する人はいないか。新任の委員でぜひやりたいという人はいないか。

町委員いかがか。

【町委員】

どの程度の負担になるかが気になる。

【石黒係長】

事務局で原稿案を作成次第、メールや協議会の場で確認をお願いするので、確認のうえ修正したほうがよい点があれば指摘していただく。原稿のボリュームは概ねA4両面で、文字数もあまり多くないことから、過度の負担にはならないかと思う。

【町委員】

承知した。では、引き受けたいと思う。

【澁市会長】

富田委員も喜んで引き受けていただけるということで、最初の2年は、町委員と富田委員、廣川副会長に決定した。

続いて、発行回数は年3回でよいか。

(よしの声)

年3回に決定した。

【杉本委員】

高田区では協議会だよりは班回覧になっているが、他の自治区では全戸配布されていると思う。町内会との関係性から高田区ではそのような状況となっているのだが、会長、副会長にはその修復をぜひお願いしたい。ぜひ全戸配布に戻していただけるよう努力願いたい。

【澁市会長】

私はそうなった経緯を承知していない。回覧版で一番上に綴られていれば見るが、2枚目、3枚目だと概ね誰も読まない。従って全戸配布に戻せないかということか。

【杉本委員】

若干知ってるところを話すと、高田地区町内会長協議会とある時点から仲が悪くなり、そのため高田区地域協議会の広報は全戸配布ではなくて班回覧にすると町内会長協議会から申し入れがあった。互いに当時の会長、副会長も変わっているので修復する時期ではないか考える。

【澁市会長】

杉本委員の意見は承知したが、歴史的な経緯があると思うのですぐやりますというわけにはいかない。会長、副会長で議論し、事務局とも相談しながら検討していきたい。これについて意見を求める。

【北川委員】

今話し合っている議題とは関係ないのではないか。

【澁市会長】

杉本委員の意見は要望として伺っておく。私もできれば全戸配布したほうがよいと思う。予算の関係もあるだろうし、実際に動くのは町内会なので町内会にだめと言われたらなかなか難しいということも事実である。その点も踏まえ検討したい。

以上で、次第3 議題（3）地域協議会だよりの編集方法についてを終了する。

— 次第3 議題（4）自主的審議事項の提出方法について —

【澁市会長】

次第3 議題（4）自主的審議事項の提出方法についてに入る。

自主的審議事項の提出方法について、事務局に説明を求める。

【大島所長】

- ・資料No.4により説明

委員の発意で自主的審議を協議会に提案する場合、自主的審議に係る提案書を協議会開催予定日の14日前までに事務局に提出することとしていた。

【澁市会長】

形式的な、役人的なやり方である。自主的審議事項というのは、日常生活において市民あるいは、仲間と議論するときのように、問題があるということについて気楽に発議できる雰囲気が必要なのではないか。説明を聞いて容易に理解できる内容ではないので、足早に結論を出すことは控えて次回の協議会で議論したいと思う。

私個人としては、あまり四角四面な形式を定めず、なるべく広く意見を求めるという方向で考えたらよいと思う。この件について、今日は議論しないこととし、次回まで考えてみてほしい。次回の議題とする。

以上で、次第3 議題（4）自主的審議事項の提出方法についてを終了する。

【澁市会長】

質問や意見のある委員はいるか。

【栗田副会長】

先ほど書面による審議の件があったが、今度オンラインでの会議への出席が可能になると聞いているがどのように扱うのか。

【澁市会長】

資料No.1 地域協議会委員の手引きの14ページ、より充実した地域協議会の運営に向けてにオンラインでの会議への出席という事項がある。

【小池副所長】

手引きに記載のオンラインの意味は、遠方において定例会に参加できない場合など、WEB会議ツールを利用できる環境があれば、オンラインで参加できる環境を作りたいと思っている。基本的には、定例会は会場に集まって話し合いをする形で進めていきたい。

先ほどの書面による決議というのは、コロナ禍で会場が使用できないときに、どうしても決めなければいけないことがあった場合などにおいて、文書による委員の意思表示により議決することである。これまでその実施の判断は、過半数の委員による賛同を要していたが、今後は会長、副会長の協議により会長が決定することと改められたところである。

【澁市会長】

全員がオンラインで参加するというのではなく、オンラインで参加することも可能になるということである。

その他にあるか。

【茂原委員】

これだけの資料が配られたが、前期では説明会なり研修会が開催された。今後その予定はあるか。資料を配っただけで何条の何がと言われてもさっぱりわからない。特に新任の委員は。

【澁市会長】

地域協議会の委員の手引きを見て、先ほど、所長から説明があったが、新任の委員はそれだけでは理解できないと思う。次回語りたと思ったのだが、市も研修を

一生懸命やると言っている。予算もあるそうだ。必要であれば、どこかに出かけていくこともできると所長に確認したので、その予算はぜひ、有効に使わせていただいて研修をお願いしたい。これについて、令和2年8月3日に上越市における自治の取組ということで、地域協議会を含むことについて市から説明があった。同様のことをなるべく早期にやってもらいたいと思う。令和2年当時は一つ余計な仕事があった。地域活動支援事業の審査で5月、6月は研修ができなかったが、次回、6月は無理かもしれないが、7月ぐらいにそのような研修をやるようお願いしたいと思っている。皆さん、この件について他に意見はないか。

(賛同の声)

実際に資料があるわけで、これをアップデートすれば使える。これに限らず、是非とも我々に研修の機会を与えていただきたい。

【富田委員】

地域協議会委員の手引きには改訂された箇所が多々ある。地域自治推進プロジェクトを反映したのか、明確に説明してほしい。

— 次第4 その他（1）今後の会議日程 —

【澁市会長】

次第4 その他（1）今後の会議日程に入る。

事務局より説明を求める。

【小池副所長】

先ほど協議会の開催を定例化するということに決定したので、6月は第3月曜日、17日月曜日となる。会場はオーレンプラザ、時間は午後6時30分からとしてよいか。

【澁市会長】

次回の協議会は、6月17日月曜日午後6時30分から、場所はオーレンプラザとする。次回からは、なるべく1時間半以内に会議が終わるようにしたいので協力願う。

あわせて、向こう3か月程度の予定も確認したい。

【小池副所長】

7月は第3月曜日が祝日のため翌日の16日火曜日、8月は第3月曜日19日となる。暦どおりに進めたい。

【栗田副会長】

先ほど会長が述べた研修はどの時点でやるのか明確にしておいてもらいたい。

【澁市会長】

これは相手があるので、担当課の都合による。できれば、7月がよい。

【大島所長】

会長、副会長と今後の進め方を相談のうえ後日伝える。

【澁市会長】

会長、副会長と事務局による事前協議では、次の協議会で何をやるかということ話し合う。皆さんの要望はなるべく早く実施したいが、6月は無理だと思うので、できれば7月16日、だめであれば、次の8月19日になる。それを念頭に事前協議で議論して、次回の協議会で諮りたい。研修会についても、やはり説明を受けて質問して議論するということを含め1時間半ぐらいを予定したい。

以上で次第4 その他（1）今後の会議日程を終了する。

— 次第4 その他（2）事務連絡 —

【澁市会長】

次第4 その他（2）事務連絡 に入る。

事務局より説明を求める。

【小池副所長】

本日、マイクでの発言をお願いしたが、事務局が会議録を作成する際に文字起こしのシステムを利用するためである。皆さんご協力願う。

一つ目は、本日配布した地域協議会委員の委員証について、所属する地域自治区、任期を証明するものであり、地域での委員活動において身分証明として活用いただきたい。

二つ目、地域協議会委員の名刺の作成希望調査について、作成を希望する人には市

が名刺を作成する。希望の有無を問わず、5月29日水曜日までに南部まちづくりセンターへ報告願う。

また、地域協議会だよりに掲載する委員の抱負の原稿依頼も配布した。参考として前期委員の抱負を依頼文の裏面に載せている。6月3日月曜日正午までに、南部まちづくりセンターへFAXやメールなどで提出願う。

三つ目、委員の皆さんには費用弁償として会議1回当たり1,200円を口座に振り込む。新任の委員には、入金口座の登録書類を本日提出していただいた。本日の会議の分、並びに5月8日の任命書交付式も対象となる。振込の案内は特にしないので、後日、口座で確認いただきたい。

・配布資料

男女共同参画推進センターチラシ
ウィズじょうえつからのおたより

【澁市会長】

- ・ただ今の説明について質問を求めるがなし
- ・全体を通して質問を求める

【茂原委員】

先ほど話があった研修会の時に市の第7次総合計画についても説明願いたい。

【澁市会長】

最初の研修でそこまで広く扱うかどうかかわからないが、少なくとも第7次総合計画の本文とサマリーを配布してもらい、その際、説明を求める声が大きければ考えたい。

- ・他に意見を求めるがなし
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

11 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。